

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月2日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第33号

四日市市職員給与条例の一部を改正する条例

四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 728 400 763">附 則</p> <p data-bbox="236 786 807 943"><u>（新型コロナウイルス感染症に係る一定の業務に従事した者に支給する防疫作業等手当の特例）</u></p> <p data-bbox="204 965 807 1637"><u>第78条 保健所等に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫作業等手当を支給する。この場合において、第56条の3第1号及び第2号の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="204 1659 807 1816"><u>2 前項に規定する手当の額は、従事した1日につき4,000円以内の額の範囲内において、規則で定める。</u></p>	<p data-bbox="938 728 1038 763">附 則</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

（総務部人事課）